

環廃産発第1602013号
平成28年2月1日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る
許可番号取扱要領について（通知）

産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号については、かねてから標記要領に基づく付与手続をお願いしているところであるが、平成19年11月1日付け環廃産発第071101004号本職通知「産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号取扱要領」（以下「旧取扱要領」という。）について、その発出から既に9年が経過し、この間に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）の施行により、都道府県知事の管轄区域のうち、一の政令市の区域を越えて産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者に係る許可に関する事務は、当該都道府県知事が行うこととなったとともに、事務手続面においても、許可番号を管理する産業廃棄物行政情報システムの更新に伴い、許可番号付与に係る手續を変更することとなった。このように、許可番号の取扱いその他の産業廃棄物関係事務を取り巻く環境が変化したことから、今般、許可番号付与事務の円滑化及び効率化を図るべく旧取扱要領を別添のとおり改正し、「産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号等取扱要領」（以下「新取扱要領」という。）とするので、その取扱いについて了知されたい。

なお、「新取扱要領」は平成28年2月1日より施行し、「旧取扱要領」は同日をもって廃止する。

産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る 許可番号取扱要領

1. 目的

本取扱要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定に基づき、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業（以下単に「業」という。）を行おうとする者から許可の申請等がなされた場合における許可番号の取扱いを定めることにより、許可番号の付与に係る事務の円滑化及び効率化を図り、もって業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）の適切な管理に資することを目的とする。

2. 許可番号の内容

業の許可の際に、許可証に付す番号（以下「許可番号」という。）の内容は、以下のとおりとする。

① 許可番号は、11桁の数字で構成するものとする。

② 許可番号の構成は次のとおりとする。

- ・ 1～3桁目

別紙1に掲げる都道府県及び法第24条の2第1項で規定する政令で定める市（以下「都道府県市」という。）の固有番号（以下「都道府県市番号」という。）。

- ・ 4桁目

③で示す業の種類を示す番号

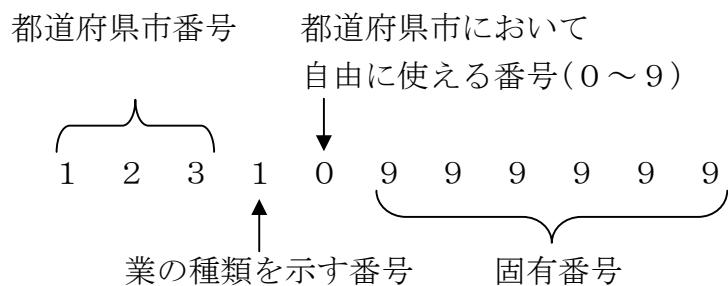
- ・ 5桁目

都道府県市において、許可業者の分類等に自由に使える番号

- ・ 6～11桁目

許可業者に付与する全国統一の番号（以下「固有番号」という。）

(許可番号の例)



- ③ 業の種類を示す番号は、次表のとおりとする。

産業廃棄物収集運搬業	積替を含まないもの	0
	積替を含むもの	1
産業廃棄物処分業	中間処分のみ	2
	最終処分のみ	3
	中間処分、最終処分	4
特別管理産業廃棄物収集運搬業	積替を含まないもの	5
	積替を含むもの	6
特別管理産業廃棄物処分業	中間処分のみ	7
	最終処分のみ	8
	中間処分、最終処分	9

3. 固有番号の取扱い

固有番号は、以下のとおり取り扱うものとする。

- ① いずれかの都道府県市において、最初に業の許可を行った時点で、固有番号を付与するものとし、既に固有番号を付与している許可業者に対して、新たな固有番号を付与しないこと。
- ② 一度付与した固有番号は、変更許可若しくは更新許可を行った場合又は変更届があった場合であっても、変更しないものとする。
- ③ 業の全部廃止若しくは許可の失効又は許可取消処分により、全ての都道府県市において業が行われなくなった場合、当該固有番号は失効するものとし、その後は欠番として扱うものとする。

4. 許可番号の交付等の手順

業の許可申請者（以下「申請者」という。）等が、いずれの都道府県市においても許可を受けておらず初めて固有番号を付与する場合は（1）、既にいずれかの都道府県市で業の許可を受け固有番号を有している場合は（2）、廃止又は許可取消処分等により業を行わなくなった場合は（3）により、それぞれ交付等の手続きを行う。

申請者が既に固有番号を有しているか否か不明の場合は、当該申請者にその旨を直接問い合わせるとともに、環境省が管理する産業廃棄物行政情報システム（以下「システム」という。）で確認すること。

（1）初めての申請の場合（別紙2の1参照）

申請時において、申請者がいずれの都道府県市においても許可を受けておらず、当該申請者に対して初めて固有番号を付与する場合は、以下のとおりとする。ただし、当該都道府県市において業の許可を有しない者であっても、他の都道府県市において既に許可を有しており、従って既に固有番号を有している場合があるので十分留意すること。

① 都道府県市は、業の新規許可申請を受理後、欠格事由に関する照会等の事務を実施する前の段階で、申請者に関する情報を端末からシステムへの直接入力若しくは所定のCSV(Comma Separated Values)形式ファイルの送信によりシステムに登録する。申請者に関する情報とは、法人においては業者名、代表者名、住所及び会社法人等番号とし、個人においては氏名、住所、生年月日及び本籍地の住所とする。

システムに情報を登録する際、類似の法人名又は個人名等の既存の許可業者で同一のものと判断されるおそれのあるものについては、別法人又は個人である旨をシステムの登録ページにある備考欄に記入すること。（記入例：今回申請の法人（個人）○×は、固有番号○○△△××の法人（個人）○×とは別法人です。）

- ② 都道府県市が①により登録した後、環境省はシステムにより二重登録の有無などを審査し、申請者に対して固有番号を付与することが適當であると認めた場合には、申請者に対して固有番号を付与し、その旨をシステムにより都道府県市へ連絡する。
- ③ 都道府県市は、審査を経て固有番号に都道府県市番号等を附加して11桁とした許可番号により許可証を交付した場合、許可番号、許可年月日及び有効期間の満了の日について、システムへの登録を行う。
- ④ 都道府県市は、審査により許可をすることが適當でないと判断し、当該申請を不許可処分とした場合については、システムにより不許可処分の情報を登録する（別紙2の4参照）。

（2）既に固有番号を有している許可業者の申請等の場合

- ① 当該都道府県市で許可番号を有していない場合（別紙2の1参照）

都道府県市は、当該都道府県市において業の許可を有しないが既に固有番号を有している者からの業の新規許可申請があった場合は、以下のとおりとする。

ア 当該申請に対して許可を行った場合は、固有番号に都道府県市番号等を附加した許可番号、許可年月日及び有効期間の満了の日を、システムへ登録する。

イ 審査により許可を出すことが適當でないと判断し、当該申請を不許可処分とした場合については、システムにより不許可処分の情報を登録する。

- ② 当該都道府県市で許可番号を有する場合（別紙2の2参照）

都道府県市は、当該都道府県市において既に許可を有している者について、業の更新若しくは変更の許可（業の種類の変更を伴うものに限る。）又は届出の受理を行った場合は、以下のとおりとする。

ア 更新の許可を行った場合

許可年月日、有効期間の満了の日及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条の3、第10条の4の2、第10条の12の2又は第10条の16の2に定める基準に適合する旨の認定（以下「優良認定」とする。）の有無についてシステムに登録されている情報を更新する。なお、これまで優良認定を受けた許可業者（以下「優良認定業者」とする。）の情報については、所定の様式により環境省への報告をお願いしてきたところであるが、今後は「産廃情報ネット」を利用して情報公開を実施している優良認定業者については、優良認定の有無等についてシステムへ登録することにより、その作業を省略すること

ができることとする。ただし、「産廃情報ネット」を利用して情報公開を実施していない優良認定業者については従前の例によることとする。

イ 変更の許可を行った場合（業の種類の変更を伴うものに限る。）

システムを利用して許可番号の変更を登録する。

ウ 変更届を受理した場合

法人においては、業者名、代表者名、住所又は許可番号、個人においては氏名、住所又は許可番号のいずれかの事項が変更された場合に限り、その旨をシステムに登録する。

③ 当該業者が複数の都道府県市でそれぞれ異なる固有番号を付与されているなど、複数の固有番号を有していることが判明した場合は、最も古い統一番号に統一するのが原則である。しかし、固有番号の変更は、許可権者である都道府県市において許可証の修正などの作業が発生すること、当該許可業者において車両の表示等の変更を要することから、固有番号を統一する際は、関係する都道府県市及び当該業者と十分調整の上、その結果を環境省へ連絡すること。

（3）業の廃止等の場合（別紙2の3参照）

固有番号を有する許可業者が業の廃止を行った場合等は、以下のとおりとする。

- ① 都道府県市は、当該都道府県市において許可番号を有する者が、業の全部廃止により、許可業者としての事業活動を行わなくなった場合、当該業者の許可番号及び廃止の年月日について、システムへ登録する。
- ② 都道府県市は、許可取消処分を実施した場合においては、システムにより当該処分の内容を登録する。なお、これにより、他の都道府県市及び環境省への連絡とする。
- ② 都道府県市は、更新許可を申請せずに業の許可を失効した業者情報について、システムの機能を利用して許可情報の状態を失効へと変更すること。この作業は月に1回以上の頻度で実施することとする。

5. 登録等に関する留意事項

（1）共通事項

氏名、住所等で常用漢字以外の漢字を使用する場合や漢字の読み方が特殊な場合には備考欄に読み仮名を記載することとし、必要に応じJISコードを付記すること。

（2）氏名、住所等

- ① 許可業者が個人の場合にあっては、住民票に記載された氏名を記入すること。
- ② 許可業者が法人の場合にあっては、登記事項証明書の謄本に記載された社名、代表者名を記入すること。また、株式会社、有限会社等の名称は省略せずに記載すること。（（株）、（有）は使用しないこと。）。
- ③ 住所は住民票、登記事項証明書の謄本に記載された住所を必ず都道府県から記入すること。

(3) 登録の頻度等

- ① システムへの登録は、各都道府県市がシステムの登録データを有効利用できるよう、週に1回程度行うこと。
- ② システムによる情報の登録方法の詳細については別途定めることとする。

都道府県及び政令市の固有番号

都道府県名	都道府県 固有番号	都道府県名	都道府県 固有番号
北海道	001	滋賀県	025
青森県	002	京都府	026
岩手県	003	大阪府	027
宮城县	004	兵庫県	028
秋田県	005	奈良県	029
山形県	006	和歌山县	030
福島県	007	鳥取県	031
茨城県	008	島根県	032
栃木県	009	岡山县	033
群馬県	010	広島県	034
埼玉県	011	山口県	035
千葉県	012	徳島県	036
東京都	013	香川県	037
神奈川県	014	愛媛県	038
新潟県	015	高知県	039
富山县	016	福岡県	040
石川県	017	佐賀県	041
福井県	018	長崎県	042
山梨県	019	熊本県	043
長野県	020	大分県	044
岐阜県	021	宮崎県	045
静岡県	022	鹿児島県	046
愛知県	023	沖縄県	047
三重県	024		

政令市名	政令市 固有番号	政令市名	政令市 固有番号
金沢市	060	高知市	092
岐阜市	061	宮崎市	093
静岡市	062	いわき市	094
浜松市	063	長野市	095
名古屋市	064	豊橋市	096
京都市	065	高松市	097
大阪市	066	相模原市	098
堺市	067	西宮市	099
東大阪市	068	倉敷市	100
神戸市	069	さいたま市	101
姫路市	070	奈良市	102
尼崎市	071	川越市	103
和歌山市	072	船橋市	104
広島市	073	岡崎市	105
吳市	074	高槻市	106
下関市	075	—	107
北九州市	076	青森市	108
福岡市	077	八王子市	109
大牟田市	078	盛岡市	110
長崎市	079	柏市	111
佐世保市	080	久留米市	112
熊本市	081	—	113
鹿児島市	082	前橋市	114
岡山市	083	大津市	115
宇都宮市	084	高崎市	116
富山市	085	—	117
秋田市	086	豊中市	118
郡山市	087	那霸市	119
大分市	088	枚方市	120
松山市	089	越谷市	121
豊田市	090		
福山市	091		

政令市名	政令市 固有番号	政令市名	政令市 固有番号
旭川市	050	千葉市	055
札幌市	051	横浜市	056
函館市	052	川崎市	057
小樽市	053	横須賀市	058
仙台市	054	新潟市	059

注) 小樽市は平成18年4月1日に政令市から除外

許可番号等登録手順

1. 新規申請の場合

都道府県・政令市の作業

環境省の作業

① 許可申請書類を受理

許可申請書類が形式的に全て整った段階で、固有番号の申請を行う（審査を実施する前に申請すること。）。



② 当該申請者の固有番号の保有の確認

他自治体の許可証及び産業廃棄物行政情報システムで、当該申請者が固有番号を有しているか否かを確認する。

有していない

有している

④新規許可番号登録へ



③ 固有番号申請

固有番号付与のため、産業廃棄物行政情報システムへ業者名、代表者名、住所及び会社等法人番号（個人の場合は本籍地の住所及び生年月日）等を登録する。



申請内容の精査後、産業廃棄物行政情報システムに仮登録



産業廃棄物行政情報システムを通じて固有番号を通知



④ 新規許可番号登録

審査を経て許可証発行後、新規許可番号、許可年月日及び有効期間の満了の日等を産業廃棄物行政情報システムに登録する。

不許可の場合は④へ

産業廃棄物行政情報システムの利用方法

i) 又はii)により申請を行う。

i) 個別申請

システム上で個別に新規許可番号、許可年月日及び有効期間の満了の日を登録する。

ii) 一括申請

所定の様式でCSVファイルを作成後、システムを利用して登録する。

2. 許可情報に変更があった場合

許可番号変更登録

業者名、代表者名、許可番号、住所に変更が生じた場合及び更新許可をした場合（優良基準適合認定した場合も含む）、変更内容を登録する。



産業廃棄物行政情報システムの利用方法

- i) 又はii) により申請を行う。
 - i) 個別申請
システム上で個別に変更事項を入力し、登録する。
 - ii) 一括申請
定型のCSV形式でファイルを作成後、システムを利用して登録する。

登録内容	
変更届	業者名、代表者名、住所、許可番号
更新許可	許可年月日、有効期間の満了の日、優良認定の有無
変更許可	許可番号 (変更を伴う場合のみ)



産業廃棄物行政情報システムに登録

3. 許可の廃止等の場合

許可番号廃止報告

業の全部廃止、許可の失効又は許可取消処分等により許可を廃止した場合、廃止年月日及び処分理由等を登録する。



産業廃棄物行政情報システムの利用方法

- i) 又はii) により申請を行う。
 - i) 個別申請
システム上で個別に許可を廃止等する旨を入力する。
 - ii) 一括申請
所定の様式でCSVファイルを作成後、システムを利用して登録する。
※ただし、行政処分情報については一括申請ができない。



産業廃棄物行政情報システムに登録

4. 許可申請を不許可処分した場合

不許可情報登録

審査の結果、許可を出すことが不適当と判断した場合は、産業廃棄物行政情報システムへ固有番号と不許可処分の理由等を登録する。



産業廃棄物行政情報システムを利用する場合

個別申請のみ利用可能

システム上で個別に不許可処分に関する情報を入力し登録する。



産業廃棄物行政情報システムに登録